



宮 崎 県 公 報

平成19年10月4日(木曜日) 第 1919 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会計課) 1

告 示

- 救急病院の認定……………(医療業務課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の休止……………(“) 2
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2

頁

公 告

- 道路の供用の開始(2件)……………(道路保全課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(地域産業振興課) 3
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了……………(“) 3
- 落札者等の公告……………3

正 誤

- 平成19年3月1日付け県公報(1858号)中……………3
- 平成19年5月1日付け県公報(号外第61号)別冊(40頁)中(2件)……………4
- 平成19年5月1日付け県公報(号外第61号)別冊(43頁)中(2件)……………4

規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第七十二号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年宮崎県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中506を509とし、15から505までを18から508までとし、18の前に次のように加える。

17 温泉利用許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

別表第一第二号中14を16とし、16の前に次のように加える。

15 ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

別表第一第二号中13を14とし、14の前に次のように加える。

13 土地掘削許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

第一条 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第一第二号455を次のように改める。

455 用途地域等における建築等許可申請手数料

附 則

この規則中第一条の規定は平成十九年十月二十日から、第一条の規定は同年十一月二十日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 797号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成19年10月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院 機構宮崎病院	川南町大字川南 19403番地 4

2 救急病院の認定の有効期間

平成19年10月16日から平成22年10月15日まで

宮崎県告示第 798号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年10月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社アクセル	宮崎県延岡市萩町52番地	デイサービス城山	宮崎県延岡市南町2丁目1-10	平成19年7月1日
有限会社富士	宮崎県延岡市北方町角田丑1369-90	デイサービスセンターきたかた	宮崎県延岡市北方町角田丑1369-90	平成19年7月21日
有限会社鈴の音	宮崎県児湯郡都農町大	すずのねデイサービス	宮崎県児湯郡都農町大	平成19年9月1日

	字川北4707 番地 7	センター	字川北4707 番地 7	
特定非営利 活動法人ゆ うあい川南	宮崎県児湯 郡川南町大 字川南9378 番地 3	デイサービ ス大久保の 郷	宮崎県児湯 郡川南町大 字川南9378 番地 3	平成19年 9 月 1 日
株式会社ギ ア・ソフト	福岡県福岡 市博多区博 多駅南 3 丁 目 5 番33号	小規模多機 能型居宅介 護施設太陽	宮崎県日向 市新生町 1 -92	平成19年 7 月 1 日

宮崎県告示第 799号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成19年10月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利 活動法人ゆ うあい川南	宮崎県児湯 郡川南町大 字川南9378 番地 3	特定非営利 活動法人ゆ うあい川南	宮崎県児湯 郡川南町大 字川南9378 番地 3	平成19年 5 月31日

宮崎県告示第 800号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年10月 4 日から平成19年10月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高 岡線	宮崎市高岡 町小山田字 平原 106番 6 地先から 同市同町小 山田字麓 9 83番 1 地先 まで	旧	9.0 ～ 22.9	100.0
				新	11.0 ～ 15.0 9.0 ～ 22.9	110.0 100.0

宮崎県告示第 801号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年10月 4 日から平成19年10月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	北諸県郡三 股町大字蓼 池字松田33 54番 1 地先 から同郡同 町同大字字 樋脇3047番 4 地先まで	旧	11.0 ～ 12.0	133.0
				新	9.0 ～ 15.0 11.0 ～ 12.0	150.0 133.0

宮崎県告示第 802号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年10月 4 日から平成19年10月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高 岡線	宮崎市高岡 町小山田字 平原 106番 6 地先から 同市同町小 山田字麓 9 83番 1 地先 まで	平成19年10月 5 日

宮崎県告示第 803号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年10月 4 日から平成19年10月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	北諸県郡三 股町大字蓼 池字松田33 54番 1 地先	平成19年10月 4 日

から同郡同
町同大字字
樋脇3047番
4 地先まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年10月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宮崎
宮崎市新別府町船戸 750 番 1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンモール株式会社 代表取締役 村上 教行
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
(変更前) イオン宮崎ショッピングセンター
(変更後) イオンモール宮崎
 - 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) イオンモール株式会社 代表取締役 川戸 義晴
(変更後) イオンモール株式会社 代表取締役 村上 教行
- 変更の年月日
平成19年 9 月22日
- 変更する理由
会社合併に伴う店舗名称の変更及び代表者の変更の為
- 届出年月日
平成19年 9 月25日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
 - 期間
平成19年10月 4 日から平成20年 2 月 4 日まで
- 意見書の提出先及び期間
 - 提出先
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課
 - 期間
平成19年10月 4 日から平成20年 2 月 4 日まで
- 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、蓼池土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年10月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	徳 田 堤	三股町大字餅原 4 番地

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成19年10月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
折 立	美郷町	ため池等整備事業	平成13年 3 月26日
尾 佐 渡	美郷町	ため池等整備事業	平成13年 3 月27日
天 ヶ 瀬	美郷町	ため池等整備事業	平成13年12月25日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年10月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 落札に係る物品等の名称及び数量
デジタル方式胃がん検診車 1 台
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
- 落札者を決定した日
平成19年 7 月24日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社日立メディコ 東京都千代田区外神田四丁目14番 1 号
- 落札金額
78,330,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成19年 6 月11日

正 誤

平成19年 3 月 1 日付け県公報（第1858号）中

ページ	行	誤	正
10	8	とび・土工工業	とび・土工工業 は装工業

平成19年5月1日付け県公報 (号外第61号) 別冊 (40頁) 中

誤	その他の 行政機関	警察 (消防) 施 設	272,012.68	△ 1,971.44 7,562.19	277,603.43
正	その他の 行政機関	警察 (消防) 施 設	272,012.68	△ 1,695.44 7,286.19	277,603.43

平成19年5月1日付け県公報 (号外第61号) 別冊 (40頁) 中

誤	そ の 他	885,841.27	△ 21,823.05 63,032.57	927,050.79
正	そ の 他	885,841.27	△ 22,099.05 63,308.57	927,050.79

平成19年5月1日付け県公報 (号外第61号) 別冊 (43頁) 中

誤	宮崎県経済農業協同組合連合会 (酪農ヘルパー事業基金)	66,520,974	△ 4,310,875	62,210,099
正	宮崎県経済農業協同組合連合会 (酪農ヘルパー事業基金)	66,520,974	△ 3,046,225	63,474,749

平成19年5月1日付け県公報 (号外第61号) 別冊 (43頁) 中

誤	合 計	21,949,356,862	△ 212,299,100	21,737,057,762
正	合 計	21,949,356,862	△ 211,034,450	21,738,322,412